

国保制度改革に向けた県内協議の状況

愛媛県国保運営方針連携会議について

〔設置の目的〕

平成30年度からの市町村国保の都道府県移管に向け、重要事項の協議、並びに関係者の意見調整を行い、制度の安定維持を図ることを目的とする。

〔協議事項〕

- 国保事業費納付金の算定に関する事
- 標準保険料率の設定に関する事
- 国保運営方針に関する事
- その他重要事項に関する事

〔構成〕

団体名	メンバー
松山市	国保・年金課 課長
今治市	保険年金課 課長
宇和島市	保険健康課 課長
八幡浜市	市民課 課長
新居浜市	国保課 課長
西条市	国保医療課 課長
大洲市	保険年金課 課長
四国中央市	国保医療課 課長
伊予市	市民課 課長
上島町	住民課 課長
東温市	市民課 課長
久万高原町	住民課 課長
松前町	保険課 課長
砥部町	保険健康課 課長
内子町	住民課 課長
伊方町	町民課 課長
西予市	市民課 課長
鬼北町	町民課 課長
松野町	町民課 課長
愛南町	町民課 課長
国保連合会	企画推進課 課長
県	医療保険室 室長

※上記に加え実務者レベルの協議を行う担当者会も開催

愛媛県国保運営方針連携会議における協議の状況

開催回	開催日	主な協議事項
第1回	28. 5. 12	<ul style="list-style-type: none"> ○保険料率の統一について ○標準保険料率の方式（2～4方式）について ○均等・平等・所得・資産割の比率について
第2回	28. 8. 4	<ul style="list-style-type: none"> ○保険給付費等交付金の対象範囲について ○医療費指数反映係数（α）の設定について ○所得係数（β）の設定について ○標準的な収納率の設定について ○賦課限度額の設定について ○応益シェアの算出方法について ○高額医療費の調整方法について
第3回	28. 10. 26	<ul style="list-style-type: none"> ○国保運営方針の記載事項について <ul style="list-style-type: none"> ・財政安定化基金の運用に関すること ・保険料の収納の適正な実施に関すること ・保険給付の適正な実施に関すること ・保険給付費等交付金の支払い方法 ○30年度に向けた広報について
第4回	28. 11. 26	<ul style="list-style-type: none"> ○国保運営方針の記載事項について <ul style="list-style-type: none"> ・財政安定化基金の運用に関すること ・保険料の収納の適正な実施に関すること ・保険給付の適正な実施に関すること ・保険給付費等交付金の支払い方法 ○市町事務の標準化について
第5回	29. 1. 13	<ul style="list-style-type: none"> ○納付金の試算結果について ○料・税の方式の統一について
第6回	29. 2. 9	<ul style="list-style-type: none"> ○納付金の試算結果について ○保険料の激変緩和について
第7回	29. 3. 29	<ul style="list-style-type: none"> ○保険料の激変緩和について ○国保運営方針の素案について
第8回	29. 5. 15	<ul style="list-style-type: none"> ○医療費指数反映係数（α）の設定について ○所得係数（β）の設定について ○保険料の激変緩和について ○国保運営方針の素案について

県内協議の進捗状況

(第8回連携会議終了時点の状況)

項 目	主な協議事項	現時点の方向性
納付金	①医療費水準をどの程度反映させるか(係数 α の設定) ②所得のシェアをどの程度反映させるか(係数 β の設定) ③2～4方式のいずれとするか ④均等割と平等割の比率をどう設定するか ⑤激変緩和をどう行うか	①市町ごとの <u>医療費水準の違いを最大限反映</u> する。 $(\alpha=1)$ ②全国平均所得を1とした場合に、本県の平均所得水準として <u>国から提示されるβ(約0.7)とする</u> 。(国の示す基本的な算定方法) ③ <u>3方式</u> (所得・均等・平等割)とする。 ④国が示す3方式の場合の <u>標準割合</u> における均等割と平等割の比率 <u>(7:3)</u> とする。 ⑤今後協議(国の制度設計後に協議を本格化)
標準保険料率	⑥2～4方式のいずれとするか ⑦均等割と平等割の比率をどう設定するか ⑧所得水準の反映をどうするか(係数 β の設定) ⑨標準的な収納率をどう設定するか ⑩賦課限度額をどう設定するか ⑪県内統一の保険料率とするか	⑥ <u>3方式</u> (所得・均等・平等割)とする。(市町での保険料賦課方式は任意(4方式も可能)) ⑦国が示す3方式の場合の <u>標準割合</u> における均等割と平等割の比率 <u>(7:3)</u> とする。 ⑧②と同じく <u>国から提示されるβとする</u> 。 ⑨市町の <u>規模別に設定</u> する。(県の広域化支援方針に定める収納率目標を採用) ⑩国の標準額とする(既に全市町共通) ⑪ <u>統一に優先して医療費の適正化、財政健全化による一般会計繰入の解消に取り組む</u> 。
財政安定化 基金	⑫交付の条件(特別な事情)をどう設定するか ⑬交付した場合の補填は当該市町のみが行うこととするか	⑫国の取扱要領作成後に検討(災害、景気変動等による財源不足が生じた場合などが想定) ⑬国・県・市町が3分の1ずつ補填するが、市町分は <u>交付を受けた市町のみが補填</u> する。
事務の標準化	⑭統一可能な事務処理はないか ⑮標準的な事務処理の確立にどう取り組むか	⑭・ <u>被保険者証の様式統一</u> ・ <u>被保険者証更新時期の8月統一</u> を指し、30年度以降もさらに検討を進める。 ⑮県が事務処理 <u>マニュアルを作成</u> して、基本となる考え方や基準を示す。

運営方針に集約

国保運営方針	⑯運営方針の内容 ・医療費及び財政の見通し ・保険料の標準的な算定方法 ・徴収、給付の適正な実施 ・医療費の適正化の取組み ・市町事業の広域化、効率化 ・保健医療及び福祉サービスに関する施策との連携 ・施策の実施に必要な市町相互の連絡調整 等	⑯上記協議を反映した素案について、運営協議会での審議を踏まえ、今後も協議を行う
--------	--	---

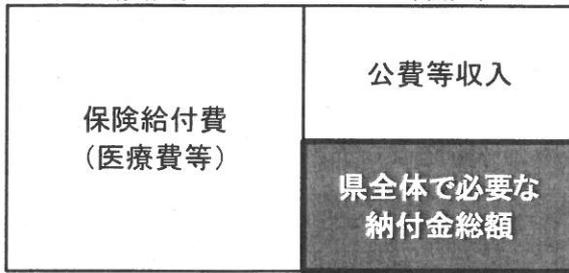
納付金算定のイメージ

市町が県に納める納付金は、県全体で必要となる納付金総額に各市町の所得シェアや被保険者数シェア、医療費水準などを反映させて算定する。

①県全体の納付金算定

医療費等の支出見込みから公費等の収入見込みを控除して必要となる納付金総額を推計

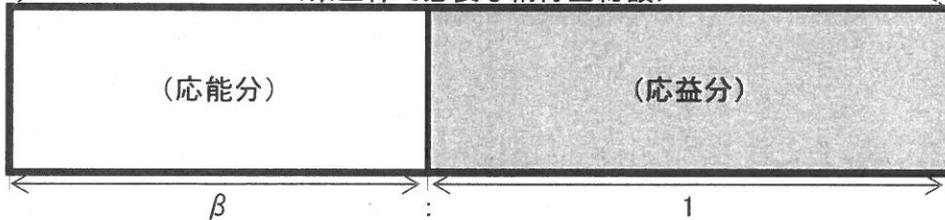
＜県全体の国保財政収支見込み＞
(支出) (収入)



②応能分と応益分に按分

- ・納付金総額を所得に応じて配分する応能分と人数・世帯数に応じて配分する応益分に按分
- ・按分の比率(応能:応益)は、県の所得水準(β):1

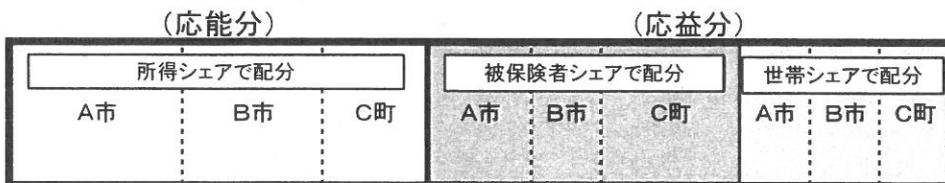
＜県全体で必要な納付金総額＞



【論点】
独自の β を設定するか？

③市町ごとの納付金算定（3方式の場合）

- ・応能分は市町ごとの所得シェア(市町ごとの所得総額/県全体の所得総額)に応じて配分
- ・応益分は市町ごとの被保険者数シェアと世帯数シェアに応じて配分



【論点】
・2~4方式のどれか？

・被保険者割と世帯割の比率は？

④市町ごとの医療費水準の反映（医療水準を反映しないことも可能）

- ・医療費水準の低い市町の納付金の額は減額
- ・医療費水準の高い市町の納付金の額は増額
- ・医療費指数反映係数($0 < \alpha < 1$)で医療費水準反映させる程度を調整



〔医療費水準の想定〕

- A市: 医療費水準が低い
- B市: 医療費水準が高い
- C町: 医療費水準は平均

【論点】
・医療費水準の差をどの程度反映させるか？

・保険料負担が激増する市町への緩和措置は？

国保運営方針の位置付け

○ 都道府県は、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保のため、**都道府県内の統一的な運営方針としての国保運営方針を定め**、市町村が担う**事務の効率化、標準化、広域化を推進**する。

※1 都道府県は、**あらかじめ連携会議で市町村の意見を聴いた上で**、都道府県に設置する**国保運営協議会での議論を経て**、平成29年12月末までに地域の実情に応じた**国保運営方針を定める**。

※2 厚生労働省は、地方と協議をしつつ**国保運営方針のガイドラインを作成し**、都道府県へ示した（2016/4/28）。

■ 主な記載事項

〈必須事項〉

(1) 国保の医療費、財政の見通し

(2) 市町村の保険料の標準的な算定方法に関する事項

・標準的な保険料の算定方式、市町村規模別の標準的な収納率 等

(3) 保険料の徴収の適正な実施に関する事項

・複数の自治体による滞納整理事務の共同実施、収納担当職員に対する研修会の共同実施 等

(4) 保険給付の適正な実施に関する事項

・海外療養費の審査等の専門的な知見を要する事務の共同実施、保険医療機関による大規模な不正請求が発覚した場合における不正利得の回収に関する事項 等

〈任意項目〉

(5) 医療費適正化に関する事項

・後発医薬品の使用促進に関する事項、医療費通知の共同実施 等

(6) 市町村が担う事務の効率化、広域化の推進に関する事項

(7) 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項

(8) 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整等

国保運営方針の策定手順

○ 国保運営方針の策定に当たっては、①**都道府県・市町村が保険者として目指す方向性について認識を共有すること**、②**被保険者、療養担当者、公益、被用者保険等の関係者の意見を聴くことが重要であり、策定後も定期的な検証・見直し・改善をしていくことが重要**。このため、以下の手順を基本として、地域の実情に応じて策定を行う。

